

かながわ未病改善協力制度実施要綱

「かながわ未病改善宣言」に基づく取組を、企業や団体など（以下「企業等」という）幅広い主体の協力を得ながら、県民運動として展開するため、「かながわ未病改善協力制度」を運用することとし、その具体的な取扱を定める。

なお、本制度は、知事が承認する企業等が行う「かながわ未病改善宣言」に協力する活動（以下「協力活動」という。）について、県が企業等に対し一定の評価を与え、保証又は推奨するものではない。

（目的）

第1条 県は、県民が身近な場所で、未病の改善に関する情報の入手や、「食」「運動」「社会参加」の取組を体験できるよう、「かながわ未病改善宣言」の趣旨に賛同する企業等の協力を得ることにより、広く県民の未病改善を支援する。

（申請）

第2条 協力活動として知事の承認を得ようとする者は、その活動内容等を記載したかながわ未病改善協力活動申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

（主体要件）

第3条 前条の申請は、次の各号に該当しない企業等に限り行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていること。
- (2) 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていること。
- (3) 神奈川県指名停止等措置要領に定める措置要件に該当し、同要領に定める指名停止の期間内であること。
- (4) その他承認することがふさわしくないと知事が認める場合

（活動要件）

第4条 協力活動としての承認は、次の各号すべてに該当する場合とする。

- (1) 神奈川県内の活動であること。
- (2) 「かながわ未病改善宣言」の趣旨に合致していること。
- (3) その他承認にふさわしくないと知事が認める活動でないこと。

（審査会）

第5条 知事は、協力活動として承認することについて審査するため、審査会を設置する。なお、審査会の運用については別に定める。

2 審査会は、第3条及び第4条に掲げる要件の適否について審査を行う。

(周知)

第6条 知事は、審査会で承認された活動について、協力活動として名簿に掲載し、県民に対し周知するものとする。

(特例)

第7条 県西地域県政総合センター所管の「未病いやしの里の駅」登録制度実施要領第8条の規定に基づき登録された観光施設等における協力内容については、第2条から第前条までの規定にかかわらず、審査会で承認された活動とみなし、協力活動として名簿に掲載し、県民に対し周知するものとする。

(協力団体等の責務)

第8条 協力活動を行う企業等として名簿に掲載された企業等（以下「協力団体等」という。）は、店頭等に「協力活動」を行っていることを表示のうえ、承認を受けた協力活動を行うものとする。

2 協力団体等は、知事から要請があった場合には、県や市町村が提供する健康づくりに関する情報の発信に協力するものとする。

3 協力団体等は、毎年4月1日から翌年3月31日までに実施した協力活動について、翌年4月30日までにかながわ未病改善協力活動内容報告書（第3号様式）により、県に報告するものとする。

4 協力団体等は、県が協力活動について一定の評価を与え、保証又は推奨するものと県民に誤解を与える表記、活動等を行わないこと。

(名簿からの削除)

第9条 知事は、協力団体等が第3条若しくは第4条に掲げる要件を満たさなくなった場合又は前条の規定に反すると認める場合には、審査会における審議を経て、当該団体を名簿から削除することができる。

(抹消及び変更)

第10条 協力団体等は、協力団体等としての活動を休止又は廃止する場合又は協力活動の内容に変更が生じる場合は、かながわ未病改善協力活動内容抹消・変更届出書（第2号様式）により、速やかに知事に届出をするものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。